

添付書類 3-4 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院 所在地	
へき地診療所名 所在地	
管轄保健所名	

[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における、へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（当該病院→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 (へき地医療拠点病院名)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地診療所名	派遣日数 (うち、純増日数)	派遣医師数	医師の延べ派遣日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合 計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

※ 「医師の延べ派遣日数」の(純増 人日)の合計欄は、106人日以上であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県のへき地診療所に対して行っている医師派遣について記載すること。
- (純増 日間)には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の派遣日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類(へき地医療拠点病院とへき地診療所との協定書等の写し)

医師派遣明細表（へき地医療拠点病院→へき地診療所）

派遣日又は派遣期間	派遣日数 (うち、純増日数)	派遣先 (へき地診療所)	派遣医師数	医師の延べ 派遣日数 (うち、純増日数)	受診可能 診療科目
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
合 計	—	—	—	人日 (純増 人日)	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。